平成２２年（フ）第３６号
富山市八尾町小長谷2300番地　雇用促進住宅４号棟202号
債務者　中尾　早苗
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４号
広島県福山市曙町５丁目22番41―205号
債務者　開原　和子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１２７号
千葉県我孫子市湖北台７丁目12番46―504号
債務者　宮城　　茂
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１３４号
千葉県柏市豊四季台４丁目１番82―206号
債務者　小泉　芳定
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１３７号
千葉県流山市東初石３丁目133番地の１　春美荘201
債務者　小島　和子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１３８号
千葉県我孫子市中峠台15番地の16　202号
債務者　加瀬江利香
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１４８号
千葉県柏市花野井746番地116
債務者　恩田　裕子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１５７号
千葉県野田市清水593番地の２　ボヌールシミズＢ棟３号室
債務者　五十畑隆行
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１６５号
千葉県松戸市小金原１丁目４番地の21　メゾンニイヤ103号
債務者　木林奈緒美
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１４０号
北九州市小倉南区下貫３丁目１番13号
債務者　玉山正和こと　全　　璔哲
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１５２号
北九州市門司区藤松１丁目16番14号今吉アパート202
債務者　今井　秀明
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１８１号
北九州市八幡東区西台良町２番５号
債務者　嶋田　節子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１８６号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目２番27―203号
債務者　伊**藤**　理恵
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１９７号
北九州市八幡西区青山３丁目14番31―201号
債務者　高木　秀子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１８号
福島県石川郡玉川村大字南須釜字狸穴91番地の50
債務者　石森　忠義
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
福島県石川郡玉川村大字南須釜字狸穴91番地の50
債務者　石森加代子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第３２９号
名古屋市中村区上ノ宮町２丁目37番地の１
債務者　足立　みさ（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２６号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津３丁目１番２号
債務者　野田　正春
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部